

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年1月27日（月）午後2時30分から午後4時28分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 加藤 亮（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）  
裁判官 深野 英一（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）  
裁判官 菊池 則明（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）  
検察官 小池 隆（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）  
検察官 石川 さおり（東京地方検察庁立川支部公判部検事）  
検察官 中島 泰徳（東京地方検察庁立川支部公判部検事）  
弁護士 西尾 好記（第一東京弁護士会所属）  
弁護士 贅田 健二郎（東京弁護士会所属）  
弁護士 中田 雅久（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者5名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

時間になりましたので、裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。

今日は裁判員を経験された方々からいろいろお話をお伺いするという貴重な機会でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

私もそうですけども、緊張されていると思いますので、傍聴されている方々も含めてリラックスした雰囲気づくりについてよろしく申し上げます。司会のほうも拙いものですから、いろいろサポートもお願いいたします。

今回経験者の方5名ということで、いつもより参加していただく人数を絞らせていただきましたので、いろいろお話し合いのほうをお願いしたいと思います。

では、早速ですけれども、まず冒頭、ウォーミングアップということでも  
ないんですが、裁判員裁判を御経験されてどのような御感想をお持ちになっ  
たのかということをお話しいただきたいんですけども。まず1番  
の方からよろしいですか。

では、お願いします。

1番

私は、率直に申しまして裁判員制度には反対でした。まさか自分が裁判員  
に選ばれるということは想像していませんでしたし、仮に選ばれても、やる  
つもりもない。実際には事件の説明があったとき、この事件では死刑を議論  
する必要がないんだということが分かりましたので、それでは経験としてや  
らせていただこうということで、裁判員を務めさせていただきました。

裁判員裁判で司法に対する国民の理解、信頼が高まるという効果はないと  
は言いませんが、それよりも弊害のほうが多いのではないかと、裁判員  
を務める前からそういう危惧は持っておりましたけれども、裁判員を務めた  
後もその考え方には変わりはありません。しかし、被告人が有罪であるかあ  
るいは無罪であるかということについての認定をする、有罪であるとすれば  
刑をどのようにするかという決定は、非常に精神的に負担の重いものである、  
そういった点が私の今の感想でございます。

司会者

今おっしゃったその弊害というのは、精神的負担というところですね。

1番

そうです。まだほかにも、例えば公判前整理手続が行われることによって、  
公判の開始がずれていくという事件がかなりあるようにも聞いております。  
そうすると、証人がいなくなったり、あるいはそういう証拠が途絶えてしま  
うということもあるわけですし、公判での請求手続によって大事な証拠が漏  
れてしまうというようなことは全くないんだろうかというようなことも思い

ます。

一番反発を感じるのが、裁判員制度が国民の権利であり義務であると言われておりますけども、憲法上、思想・良心の自由というものは保障されておりますし、意に反する苦役に処せられることはないという保障がされているにもかかわらず、このような裁判に関与させられるというのは、非常に大きな問題があるのではないかということです。

ですから、私は、制度の改善としては、裁判員になるかならないかをもっと自由にさせるということが必要であると。なりたくない人には、広く、ならなくてもよろしいということをお認めるべきだと思いますし、被告人の側からも、裁判員を交えた裁判を受けるのか、裁判員を交えない、つまり裁判官だけの裁判を受けることを希望するのか、そういった選択をお認めてほしいと思います。

司会者

どうもありがとうございます。

では、2番の方、いかがでしたでしょうか。

2番

そこまでの考え方を持たれている方もいらっしゃるんだというのが今の気分です。

自分はちょうど1年ぐらい前に裁判員裁判をやらせていただいたんですが、基本的には興味を持っていたんです。今まで裁判所とかはテレビドラマの中でしか見たことなかったんですが、実際にどういう形で裁判とかがあって量刑をどうするべきか、そういうものがどういう形のプロセスを踏んでいくのかなということが非常に不明だったものですから、いい機会だなと思って、さほど重くも思っていなくて、非常にちょっと不見識だなと思うんですけど。ただ、自分としては、抽せんで当たったからなんですけど、課せられた以上はやろうかなと僕は思いました。さほど裁判に対しては、僕自体は量刑

というのを勉強したわけじゃないし、そういう専門の知識を持って臨んだつもりはないんです。

それと、裁判員裁判の一番のところというのは、ちょっと考えたんですけども、普通の市民感覚、生活感を持っている視点で、その罪のプロセス、それで量刑を決めていくみたいなのが必要だから裁判員裁判になったと。当然、裁判所の方々、弁護士の方、検察官の方々というのは、皆さんそれなりのプロなわけで、また、裁判員裁判の場合にはそこに一般市民が入って、生活感をもった視点で、そういう部分での意見の仕方が必要だと思ってこの制度になったということではないかと思います。

司会者

後々、その市民感覚が実際の裁判で反映されたのかどうかの点も含めて伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

3番の方、お願いします。

3番

ほぼ1年前ですが、裁判員をやらさせていただきましたが、裁判員の選定に対し、一国民として、一市民として、こんな私が裁判の中で裁判員として意見を述べてよいのか、はたまた最終の判決まで精神が最後まで持ちこたえられるか、實際上、大分不安がありました。参加してみて、人にも内容等を一切お話をすることもできず、それとともに、この議案というか事案というのか、どう追及していくか毎日忘れられなくなる日々もありました。でも、こんな私でも、一般人でもやればできるという印象だと思います。

あと個人的に、私のおやじが一昨年ちょっと亡くなってしまったんですが、役人になってもらいたかったようなので、今までそういう関係の仕事を逆に言えば放棄してきたというか、最後にこういう裁判員として少しできたことは、少し誇りに思います。こんなような感じです。

司会者

今、やればできるというお話があったんですけども、その裁判が始まって、評議も含めてですけども、普段以上に頑張っちゃったなというところもあったりするんですか。それとも、普段より頑張らなくても最後まで到達できたんでしょうか。

3番

一生懸命、法に向かって正義をただすと思えばできると思います。

司会者

ありがとうございます。

では、4番の方はいかがでしたでしょうか。

4番

私も最初、裁判員をするのは不安だったので、最初は裁判をするなら裁判官だけで行うほうがよいと思いましたが、いろんな視野で考えると、裁判員にかかわる意見も聞けるので、そのうちいい経験になりました。

司会者

4番の方自身は、意見は評議の中で述べることはできましたか。

4番

はい、結構いろいろ言えました。

司会者

ありがとうございます。

では、5番の方はいかがでしたでしょうか、経験されて。

どうぞ。

5番

私の場合、参加させていただきまして、非常によい勉強をさせていただきました。経験させていただきましたので、感謝させていただきたいと思えます。

個人的に私の場合はいろんな海外の人と接する商売をしておりますので、

その中で、正直言いまして私の感想としまして、量刑が甘いかなというのが正直なところで、何で日本はこんなに軽いというのが正直なところ感想です。それぞれの国のいろいろ事情もあるでしょうけれども、そういうのが日本の裁判員なのかなということで、正直な感想を持ったのが事実です。

以上です。

## 司会者

一通り裁判員裁判を御経験されてということで御感想を伺いましたけれども、手順に従いまして、審理あるいは評議ではどうだったのかということについて話を進めていきたいと思うんですけれども、特に審理ですね、評議については後ほどお話をお伺いしたいんですけれども、審理についてはいかがだったのかという点なんです。裁判員裁判が始まる前に裁判官から、裁判のルールということで、被告人が有罪かどうかについては証拠によって判断しなければならないよというお話は聞いていただいていると思うんですけれども、まずその中で検察官、弁護人は主張・意見を言うこともございます。その主張・意見の部分と証拠の部分については、きちんと分けて理解することができたのかどうかという点なんですけれども、いかがでしょう。

そうですね、一番最初、手続としては、検察官・被告人双方の冒頭陳述がありまして、その後に証拠調べ、証人であるとか証拠書類の朗読、あるいは証拠物があれば証拠物の提示なんていうこともするんですけれども、最後にまたまとめていくことで、検察官は求刑、弁護人は弁論という手順で審理が進んでいくわけなんですけれども、例えば冒頭陳述は、これは検察官、弁護人の意見ですけど、その後に証拠調べが入ってくる。そのところの区別で特に困るということはないですか。

## 2番

初めての経験で、大半の人がそうでしょうけれど、最初に冒頭陳述をされたときには、手元に資料をいただいている、紙の資料と、それから映像等の

資料と見ながらという形になっておりました。実をいうと緊張していてほとんど、あんまりちゃんと頭に入っていたかと言われてたら、そうでもないです。その後に、まず検察官の方からやりとりをする。その後、弁護人の方々が話をして、という形になっているところですけど、一つ一つが区切りがついたのは、そのとき一緒にいた裁判官の方が必ず部屋に戻ってきて、きちんと今日やったことを、具体的な形で、紙の資料の中で具体的に説明していただいたことです。それによって整理できたというのが事実で。ですから、そういう意味では、非常にシステムとしては、あそこの裁判所の中で被告人を前にして高いところにいて座ってそれを見ているということ自体が初の経験でしたから、非常に、最初ちょっと戸惑いました。ただ、やはりその後は、きちんとそういうことで資料を含めて説明をされたことによって整理できたかなというところでは、理解はしやすかったです。

僕の場合は、3日間をかけて冒頭から説明があって、弁論までのところをやって、その後、話し合いにはなったんですけど、その辺の部分のところにおいては、一つ一つの区切りをつけていただいたので、それほど混沌とした考え方を持たないで済んだというところですよ。

司会者

今の話と違って、いろいろちょっと混乱してしまったなという方はいらっしゃいませんか。

どうぞ。

1 番

弁論の手續、証拠の手續については、裁判官の方から丁寧に説明いただきましたので、そのあたりは混乱するということはありませんでしたが、私が担当した事件は強制わいせつ致傷という事件だったんですが、裁判員の方にはその犯罪構成要件を理解していないんじゃないかというような感じを感じた人がいたというか、ほとんどの人が理解していませんでした。検察官の起訴状と

かあるいは冒頭陳述を聞いて、ああ、そういうことが強制わいせつ罪になるのかということが徐々にわかってきたのではないかなという気がするんです。そういったことからすると、私は犯罪の構成要件には、あるいは犯罪の成立要件とされている故意、過失あるいは違法性の問題というのも、やはり市民が立ち会う前にある程度説明をしていただく必要があったのではないのかなという印象を受けた。特に、私の事案は起訴状が追起訴状ということで、その前にも起訴されているんですね、被告人は。そうすると、併合の利益という問題が当然出てくるわけですがけれども、併合の利益の設定はもちろん裁判官に説明をいただきましたけれども、本当にみんな分かったかなあというような、そういう何か心配感がありましたね。

司会者

今の点なんですけれども、その審理ということで、判決に至るまで皆さんの理解は進まなかったというようなことを感じ取られたわけですね、印象というか。

1 番

いえ、そうではなくて、先ほど申しましたように強制わいせつ罪というのが何であるかということは、例えば強制わいせつ罪についてあなたはどうか考えていますかなんて言われたら答えられなくて、検察官の起訴状朗読とかあるいは冒頭陳述というようなものによって、ああ、なるほど、こういう部分が強制わいせつ罪に該当するのかなということが徐々に裁判員の方が分かってきたんだろうと思います。

司会者

他の方も一緒ですかね。その辺の御苦勞というのはいかがだったんでしょうか。

どうぞ。

3 番



裁判員としてやった事件の被告人は外国人の方だったんで、まあ何とか、日本人であれば言ったこともそのまま通じて理解できるんですが、間にどうしても通訳の方が入られると、やっぱりその被告人が言っていることと、説明する内容が微妙に違ってきていると思うんですよね。これは今後、国際社会になるに従って、ますます外国人の犯罪が増えると思うので、もうちょっと向こうの通訳の方と同時に、日本の通訳の方も入れて、どっちのニュアンスも合うようにしていかないと、向こうの、外国の方の通訳を連れてきていただいても、逆に言えばいいように判断されてしまったら、結局日本で裁判をやっているのに全然プラスにならないんじゃないかと思います。それは最終的に冒頭陳述の論告・弁論に当たっても全く同じような感じでしたので、逆に言えば、裁判員がこういうことでこうだと説明しても、「はあっ？」と言われる、何と言われているかちゃんと理解できないという感じも何回もあったので、これは何か変えていかないと支障が今後どんどん出てくるんじゃないかと思います。それは常に思いました。

司会者

一つのエピソードで結構なんですけども、何かこの辺がうまくニュアンスが伝わっていなかったなというところは覚えていらっしゃいますか。

3番

日本語においても、日本人じゃないと伝わらない言葉って結構あると思うんですよね。その通訳が確かに難しいことは難しいわけですね。例えばAと言ってもBだかCだかという感じに思うのと同じで、何というか、そこが難しいですね。それは弁護士の皆さんも多分翻訳しているときに全然、ちょっと違うんじゃないかと思っているはずですよ。

司会者

例えばざっとした印象で結構なんですけど、その場面は、例えば検察官の活動の中に多かったのか、弁護人の活動の中にか。

3番

どっちもあります。

司会者

言葉が難しかった。

3番

うん、まあそうですね。結局、何というのかな、日本語というのは、とにかく日本人においても理解できないことって結構あり過ぎる感じはするんで、ある程度英語みたいに、イエス、ノーだけで済まされるのも、問題はイエスに対して、その後に何か言葉をつけてもらわなきゃ、日本の裁判では通らないと思うんですよね。

司会者

他の事件に入るんですけども、やっぱり気になるのが、我々裁判官、検察官、弁護人の中では当たり前のような業界用語みたいなのが法廷の中で飛び交ったりするんですけども、それについて分かりにくかったなとか、そういうことってございませんでしたでしょうか。例えば、皆さんにお渡しした冒頭陳述要旨の中にも、ちょっと拾い上げると、偶発的犯行であるとか計画的犯行、組織的犯行とか、例えば強姦ですと反抗抑圧なんていう言葉が出てくるんですけども、そういった言葉をぱっと聞いて理解できたのかどうかという点はいかがでしたか。どなたでも結構です。

では、お願いします。

4番

私もいろんな難しい言葉が出てきたんですけど、そのときによく裁判官の人に教えてもらって、理解はしやすかったです。

司会者

先ほどからお話に出てくる中で、裁判官がいろいろなところで説明しているみたいなんですけれども、例えばそういった裁判員裁判というのはどうな

のかという思いがありまして、裁判官が説明をしなくても、審理、証拠調べ、それから論告・弁論で一定の結論を形成することができればいいんじゃないかなと思ったりもするんですけども。例えば検察官、弁護人の主張だけで有罪かどうか、有罪であればどのような刑を科すべきか、そういった自分なりの結論というものは、形成すること、つくり上げることはできたんでしょうか。どなたでも結構です。

## 2 番

言葉自体は初めての言葉がもういっぱい出てきて、今よく出てくる冒頭陳述と言われたって、最初は何のこっちゃか全然分からなかったし、それこそドラマを見ていてもそんな言葉は出てこないし。ですから、一つ一つを聞いたりとか、例えば論告されるという言葉も分かんないし、それでやはり実際に自分がその場にいたから覚えた。もしこういう経験がなかったら一切そういうことはなく、きっと小説の中かテレビドラマの中ぐらいしか、僕は、きっと裁判って感じなかったんじゃないかと思います。だから、そういう意味ではすごくいい経験だったと思っていますし、そういう行程、過程を経てきていることもできたというところでは、言葉の難しさだけじゃなくて、そのプロセスというか行程、被告人がいてというところからスタートしてというところがやっと分かったということは、自分の中で感じる場所ですね。

## 司会者

他の方でございますか。

どうぞ。

## 5 番

過去の判例の事例に即した、近い判例というのの説明を幾つかしていただいた経緯があったんですけどね。そういうのは何となく私もこう、例えば、何人かの裁判員とも話していて、そのルートに持っていかれているような気がしてしょうがないねという話は何人かの方からあったものですから。裁判

官の中で、裁判長も含めて、大体皆さんプロですからそういうのは割り切つてはないのかなという気がして、しょうがなかったんですね。それは最後になって、じゃあ、言葉遣いは悪いと思うんですけど、多数決で選ぶというのが、非常にそれでいいのかなというのが、最後まで疑問には残っています。もっといろんな意見が出ていたはずなんですけども、そういう多数決ですか、そういうように本当に決めてよかったのか、多い意見を尊重するというのも当然なんでしょうけれども、後になってどうしてもそれがひっかかっていますね。

やっぱり何となく、今もそうなんですけれども、過去の判例に基づいて、この証拠で、こういう事案に関して、こういう方向に向けて持っていかれているのではないかなという、その、何でしょうね、気持ちの一番下に沈んでいる部分って、まだ何かいっぱいいろいろあって、残っているんですね。だから、結局最初からそういう、ある程度ぼやっとした判決がありきで、我々のいろんな意見を聞いて、取りまとめて、じゃあそれで行きましょうよというのがあるんじゃないかなというの、非常に何か、今でも疑問に思っています。

司会者

5番の方が担当された事件では、たしか量刑ですかね、その量刑が争点になるような。

5番

そうですね。

司会者

ある一定のところに持っていかれているなというイメージだったということなんですけど、その持っていっているというのは、裁判官あるいは検察官、弁護士、その辺はいかがでしたか。

5番

裁判官の方の意見，過去の判例がこういう判例が多いので，その証拠としてこういう，被告人が罪状を認めているので，ではこういう場合にはどういふふうになっていきますよという説明を聞いているときに，これは何かなどという。

司会者

検察官は最後に論告の中で，求刑何年ということを主張されると思うんですけども，例えばその検察官の主張した求刑ですかね，その何年かというのは，どうしてその求刑になったかというのは，審理あるいは論告を聞いて理解はできたんでしょうか。

5 番

それは理解させていただきました。それはちょっと，その検察官のおっしゃっているほうが，気持ちとしてはそうかなという。

司会者

いかがでしょうね。その御理解なんですけれど，心情的に理解できるということか，あるいは理屈で言うと，その辺，懲役何年という，こういう理屈だったらこうなるんだというところも理解できたということによろしいですか。

5 番

そうですね，裁判官に後から説明していただいた部分で，例えばそういう状況があるのでこういうことになりますよという，そういうその被告人の行動という部分ですね。

司会者

ちょっと少し話題を絞らせていただいて，冒頭陳述とか論告といった検察官の主張について，分かりやすかったかどうかということに少し絞ってみたいんですけども，この辺いかがですか。今，5 番の方は，求刑が何年というのは理解できたというお話だったんですけども，例えば有罪かどうか，ど

ういうところを求めて検察官がこれから立証しようとしているのかとか、最終的に証拠調べが終わって、あ、なるほどこんなふうはこの事案は見るんだとか、あるいは弁護人がいろいろ主張されていると思うんですけども、それも御理解いただけたのかという点なんですけど、何でも結構です。

例えば、1番の方ですと、弁護人の冒頭陳述がいろいろその事実関係、無罪推定の原則であるとか、最高裁の判決を引用しながらいろいろ説明したりとかあったんですけども、その辺はいかがだったんですかね。

## 1番

私自身は大学は法学部で勉強してきましたので、一生懸命勉強したつもりですし、それから、実は勤めておった職場で民事行政の仕事を遂行する傍ら、刑事に関する勉強も相当したつもりなんです。そういった点からすると、裁判員の方は法定刑の上限に近いものを選びやすいなど。犯罪は、悪質なものと、極めて悪質なものとそうでないものと、悪質の程度というのはさまざまなんですけれども、やっぱりこの人は有罪だとなると、重い刑を選びがちなのかなと。そこは、やはり専門家でない者が裁判にかかわる以上はやむを得ないとも思いますけれども、裁判に相当経験がある人々も、過去の類似の裁判例なんかを裁判官が説明するのもやむを得ないと思いますね。

## 司会者

例えば、先ほどは検察官の求刑という話もさせてもらったんですけども、逆に、一方で弁護人が量刑意見を述べるということもあったりするわけなんですけれども、例えば2番の方の意見でも、具体的な量刑について弁護人から御意見が出ていたようなんですけど、その点について何か御意見、御感想ございますか。

## 2番

僕の場合は、かかわった事件は、ほぼ本人が認めてはいるんで、はっきり言って裁判でやるのは量刑、刑の重さをどのぐらいやるかということに絞ら

れていまして。簡単に言うと、何だっけな、心神耗弱でしたっけ、ちょっと精神的なところの部分があるということで、診療を受けている心理学の先生も証人という形で出たりしていたんですけど、基本的に量刑をするときにとか、何か執行猶予がつく形で幾つと言っておられたので、自分の生活の中でそういうことはあり得なかったもので、どういう状況判断が要るのか分からないというのが、僕自体は、実態はそうでした。

ですから、過去の判例がこういう形でとか、これは未遂事件でもあったものですから、そこに至らずというところがあったのが、本人がどういう精神状態においてということが中心になって、その刑の重さをどう決めればいいのかということでしたから。そういうところの今までの判例であったりとかというのが当然あった上でないと、僕自体はそういうものに対して一切今まで経験したことがないですから。そういう意味では一つのスケールのところで参考をいただいた。裁判長のほうは、別にこの刑にしろ、この量刑にしろとか、大きさにしろと言うことは絶対ないわけで、そうすると、それに基づいて今までの検察側であれ弁護側であれと思うんですけど、そのために時間を使って6人の裁判員が一生懸命相談するわけで。

ですから、そういう意味では、逆を言うと、検察側も弁護人側も非常に分かりやすいプレゼン——プレゼンという言い方でいいんですかね、してくれたので。だから、きっと、プロ同士という言い方は変ですけど、何か塀がないところではもっと専門用語をばしばし出されて、何かそういう場は見たことないんですけど。ただ、僕なんか変なことを言うと、非常に分かりやすい口述をしていただいたというのが事実だと思っていますけれども。ですから、その中で、言葉は難しいですけど、判断に迷うというところの部分にはなりにくいと、そういうふうに感じました。

司会者

量刑に関する主張ということにちょっと絞ってみたいんですけど、3番

の方の経験された事件，それから4番の方の経験された事件では，事実関係も争われたんですけれども，量刑に関する情状というんですかね，それだけでも検察官がA3用紙1枚にかなりぎっしりいろいろ事情を詰め込んでいたような印象を受けたんですけれど，3番の方，4番の方，例えばその辺，量は適切だったのかとか，多過ぎたとか無駄だったとか，そういったことはなかったですか。印象で結構なので。お忘れになっていたら，もういいんですが。

3番

先ほど申し上げましたけど，被告人が外国人のため，ただの返事としてノ一しか言わないし，本当に真実を言っているのか，まるっきりうそなのか，その辺の見きわめがすごく，何回考えても分かりませんでした。

司会者

それは，例えば，被告人質問が分かりにくかったということですか。

3番

その犯罪において，本人はあくまでも何もやっていないということを最後まで主張していますので，どこまで本当なんだかうそなんだかそこが，複数の人数で内容はやられているので，みんながみんなでうそを言っているのか，それとも，一番の主犯の方が一番重い罪に当たるんですけれど，被告人が，逆に言うと何も犯罪的なものはやってない感じももちろんしますね，証拠はないわけですから。

司会者

いろいろ外国の方も何人も出て，ちょっと事案として，事件としては複雑なものだったのかもしれないですね。

4番の方，いかがですか。論告が長いとか，感じませんでしたか。

4番

私は十分だと思います。適量だと思いました。



司会者

審理の関係で、今、主張の関係のお話を聞いたので、審理のほうの証拠調べが、ちょっと分かりにくかったというお話もありますし、あるいは1番の方からは証拠の散逸の問題なども出ていたんですけども、審理の関係で何か御意見、御感想はありませんでしょうか。

1番

証人尋問あるいは被告人質問のとき、速記官の方が入っていますから、当然その速記録が完成して見られるものだというふうに思っておりましたが、実は判決宣告の日まで速記録は出来ていない、出来上がっていないということだったようです。1回耳から聞いただけで、大ざっぱな心証は形成することはできたとしても、供述あるいは証言間の矛盾であるとか、そういったことを精密にチェックするためには、やはり速記録を閲読するということが大事ではないかと思うんです。私は先ほど申しましたように、勤務していた職場での経験からも速記録を精査するということが非常に大事なことなんですけれども、裁判員裁判では日数の制約が大きいのでだめだと言われるんですが、速記録を精査する機会がないというのは、やっぱり残念ですね。やはり自分の心証形成に100%自信を持てるのか、持つことができるだろうか基本になると思います。

司会者

他の方はいかがでしたでしょうか。その証人尋問あるいは被告人質問を聞いただけで、有罪かどうか判断することができるでしょうか、あるいは困難だったでしょうか。

2番

実は、先ほども言ったことなんですけれど、例えば検察側が論告をするときでも、これはちょっと放火未遂事件だったものですから、放火に至らなかったんですけども、その未遂のときの現場写真であったりとか、地図とか、

これは殺人事件だと見ていいのかわかりませんがちょっと分からないんですけども、自分としては、そういう現場写真と、それから時系列に合わせた説明も何度か受けたので、分かりやすいと思いました。

弁護側の方は、精神的なこととかを含めて、やはり心神においてのところ  
で軽減を求める形で大体されていて、そのために先生方も呼んでそういう方  
の証人尋問をしたんですけど、いろいろそのときにも、ちゃんと予備資料と  
いうと変なんですけども、医療関係の資料が渡されて、それを見ながら言葉  
の勉強という変なんですけども、非常に生活感のない言葉なので何か戸  
惑うことが多いんですけど、そういうことですごく分かりやすくというの  
も意識していただいたなというのが、本当に十分に感じました。

司会者

裁判員裁判の標語というんですか、目で見て、耳で聞いて分かるという裁  
判を標語としているというんですかね、そういう形でやって、それを目指し  
てやっているんですけど、証人の話、あるいは被告人の話だけで有罪かどう  
か結論を出すのは難しかったんでしょうか、いかがですか。

5番の方、どうですか、分かりやすかったですか。

5番

非常にいろんな、今おっしゃっていただいた目で見れる部分が基本的には  
多かったものですから、非常にそれは分かりやすくはさせていただきました。  
起きている証拠に基づいた概要のほうが、もうちょっと画像ですね、それ  
があると非常によく分かったんですけども、その前にさかのぼったとき、  
果たしてその人間が本当にそういうことを起こすような人間の過程があった  
のかなということに関しては一切なかったなという意見があったので、それ  
も必要ないのか、それともそこまで本人が全部認めているのでよかったのか  
なというのは、後の裁判員と何人かの話の中で出てきたことがありました。

司会者

それをもっといろいろ知りたい，知りたかったという。

5 番

そうですね。もうちょっと知りたいが，その人間がじゃあどうしてそうなったか，その前の部分って，そこまでは必要がなかったのかなというのは，その主たるメンバーの中ではそういう話があったものですから。あくまでも起こった事案の証拠の中で，どういうふうにしてこの時点でこれを認めますよという部分で判断をやっていたという流れはあると思うんです。やっぱりこの人間はそこに至るまで，どうしてそこまでようになったのかというのが，みんないろんな判断を下すときに，何でかなというのがやっぱり最後はありました。

司会者

いかがでしょうか。

なければ，ちょっとこの段階で，せつかく参加されていますので，検察官，裁判官あるいは弁護士の方から裁判員経験者の方に聞いてみたいということがございましたら，どうぞ。審理のこと，論告・弁論あるいは証拠書類なんですけども。

西尾弁護士

1 番の方は強制わいせつ致傷事件で，4 番の方，強盗強姦未遂等の事件ということなんですけれども，これは性犯罪的な事件で，事案の内容によっては，被害者を証人として，弁護士，検察官が証人尋問して，そこで被害者の被害感情を見なきゃいけませんから，いろいろあると思います。

また，5 番の方の殺人事件においても，場合によっては，今回は分からないですけども，被害者の死体の写真が出てくるというのもあるケースだと思うんですが，そういった被害者側の証拠といったようなものが，量刑を決定するに当たって大きな影響を与えることがもしあった場合は，お話しいただきたいんですが。

司会者

最終的に刑がどうだったかというところでなくても結構なんですけれど、例えばその犯情が悪いというふうを感じるような、強く感じさせるようなことになったのかどうかという点などはいかがですかね。要するに強姦事件であるとか、そういった性犯罪、あるいは殺人。殺人ですと、被害者の遺族の方とかが証人として出てくるのが想定されるんですが。

1 番

適切な回答になるか自信がないんですけれども、私が担当した事件は強制わいせつ致傷罪でして、現場にいたのは加害者と被害者の2名だけなんです。他に目撃者はいない。それから、凶器も使っていないということで、物的証拠もないというような事件なので、証人もしくは証人尋問の結果というのが、事実認定をする上の証拠としては、唯一の証拠と言っていいぐらいのものなんです。非常にやっぱりそれだけで決めていいのかというためらいといいますか、そういうものを感じますし、他に証拠はないわけですので、それで決めざるを得ないという状況で、非常に負担の重い事件でした。

刑の量刑についてどう影響を及ぼしたかというのは、やはり証人尋問の結果に照らして、犯行に及んだ手段、対応とか、いろいろなその要素を勘案して量刑についての意見を申し上げたんですが、裁判員で、余り刑事事件というものについてそれまで関心を持たなかった方も多いと思うんですけれども、やはり有罪だというふうになると、やはり懲らしめなきゃいけないという思いがどうも強くなりがち。強制わいせつも、例えば騒ぐと殺すぞというような自白をした程度だったわけですが、例えば衣服を剥ぎ取って犯行に及ぶとか、あるいは下着の中に手を差し入れて犯行に及ぶというようなケースとは、明らかに悪質の程度が違うんですね。

本件で、被害者も1人、つまり多数の罪を犯して審理しておるわけではないんです。その点からすると、そんな中で量刑を選ぶのがどうかというふ

うに私は感じたんですけども、どうも、やっぱり、裁判員の方は量刑というのを重いほうに行きがちだなという印象を持ちました。

司会者

4番の方はいかがでしたか。

恐らく裁判官が評議の中で被害者のいろいろ厳しい処罰感情であるとか、そういった意見そのものについては、量刑を判断するに当たってどのように続けるべきなのかということは御説明させてもらってはいると思うんですけども、例えば、そうでなくても証人が来たこと自体の影響はあるのかどうか。やっぱりそうは言っても、裁判官がそう説明するけれども、実際内心では影響を受けてたとかいう。何かございますか。

4番

被害者の方が直接裁判に来て意見を述べたというのは、やっぱりそっちに心情が傾いちゃうというのが、かわいそうだなとか思っちゃって、そっちのほうに意見が通常はなっちゃうというのが少しあります。

司会者

今は評議のほうの話かもしれないんですけども、例えば裁判官がそのところの位置づけなども説明させていただいていると思うんですけども、その裁判官の説明を聞いて例えば修正できたとか、そういった点はいかがでしょう。

4番

それもありました。

小池検察官

検察庁は、日々、裁判員裁判で真相を正確に分かりやすく皆さんにお伝えするためにどういうふうになればいいのかなと考えて、日々の仕事を終わると、何かうまくいったか、どうだったか、かなり批判的に自分たちの仕事を検証したりということを進めております。もちろん検察官なので評議するこ

とを私達はできないわけなんですけれども、裁判員の方々に直接教えていただけるとこういうような機会は、非常にありがたいなと思っております。

検察官の主張，立証について分かりやすかったよという言葉をいただいたことについてはものすごくうれしくて、私達もさらに頑張らなきゃいけない、後押ししていただいたと思ってございます。

やはりこうしてお話を聞かせていただいたことを大変ありがたいと思っています。引き続き聞かせていただけたらと思います。

司会者

裁判官，いかがですか。

深野裁判官

貴重な御意見をありがとうございます。

実はいろいろお伺いしたいと思うところは、ちょっとやや技術的なところを教えていただきたいなと思うんですけれども、いわゆる証人尋問だとか被告人質問だとか尋問をなされているところで、検察官，弁護士がやると思うんですけれども、その尋問の技術の向上のためにぜひともアドバイスをいただきたいという御趣旨で質問させていただくんですけれども、質問者の意図がどこにあるのかというのは分かったのか、分からなかったか。また、実際その証人や被告人の話す内容によって、事件のあらましの映像，イメージ，それを頭に描くことができたのか、できなかったのか。もしそのような観点から問題があるのであれば、このようにしたほうがいいんじゃないかともアドバイスがありましたら、どうぞ教えていただければなと思います。

司会者

その辺は、検察官，弁護士さんが率直にここでお尋ねしたいところかと思っておりますので、どなたでも結構なんですけれども、ここをこうすればよかったんじゃないのとか、ここが分かりにくかったとか、ございませんか。

1 番

今、裁判官の方からのお尋ねに直接の答えになるかどうか分かりませんが、証人尋問にしろあるいは被告人質問にしろ、何であんなことを聞くんだろうということが分からないような尋問とか質問はなかったように思います。私はむしろ、検察官と弁護人は法廷で対等な関係にあるんだろうと思っていたんですが、先ほど2番の方がプレゼンという表現をお使いになったんですけど、いわば劇場型の裁判、裁判員裁判というのは劇場型の裁判ではないかという印象を持ちました。そうすると、検察官は検察庁という組織で、劇場型裁判において裁判員にアピールするための教育訓練をすることが十分できると思うんですね。ところが、弁護人は、そういうことができる弁護人の方もいらっしゃるでしょうけれども、小規模な法律事務所で忙しい日常を過ごしておられると、そうした教育訓練を受ける機会も少ないかもしれない。劇場型裁判ということになっちゃうという点でも、裁判員裁判というのはどうかなという感じですね。

#### 司会者

いかがですか。証人尋問あるいは被告人質問における検察官、弁護人、弁護士さんの技術的なところは。

#### 3番

まず最終的に結論を出す前に、何というかな、僕らが見てると、検察官と弁護士さんはどうしても言い争いの現場になってしまうので、最終の前に、例えばどっちかを抜きの形でワンクッションを置いて、そのときに主張してもらいたいと思うんです。

結局両方がいる場合は、ある程度は言いたいことは言いたくても、これを言ったら負けるとか、どうしても駆け引きが出てしまうということで、それはその前に私はこういうところははっきりしたいというところ、両方いないところでずばり言ってもらえば、ある程度はそれぞれ納得すると思うんですよ。それをしないから、両方最後の最後まで、これはマルである、こっちはバツ

である。それは、結局裁判員は裁判官に、みんな最後はそっちで判定しますが、それは、何というかな、ちょっと平等じゃないと思うんです。

だから、その最終前に、最後の主張という感じで、何かそういうワンクッションを置く場面を、たとえば30分でもいいから設けてもらいたいと、裁判員をやって思いました。

司会者

最後の主張というのは、論告とか弁論とかじゃなくって、何か調べたらそこを一々説明するとかですか。

3番

要するに、逆に言えば、何か裁判員の方で質問ないですかとかいう、そういう感じで直接討論してもいいと思うんですけど、最終決定をする前であれば。つまり、そういうのが今までこういう裁判のあれではないでしょう。そういうのも必要だと思うんです。

司会者

例えば、その証人尋問の中で、それこそ裁判官の問題意識としては何を強調したいのかというところがあったりするんですね。時系列的に話を聞いていくとかやっていると、要らないことについても質問しているんじゃないとか、我々裁判官もそうですけれど、初めてその事件に直面するものですから、この質問は一体どういう意味なのか分からないとかいう、何かその辺がちょっと問題意識としてあったりするんですけども、実際に裁判員の方々には、その辺についてはどういうふうにお感じになられていますでしょうかね。

5番

私の場合は、殺人事件だったもので、最初から非常に気は重かったんですけどね。被告人が高齢ということもあって、検察官の方も弁護人の方もどこかそこにあんまり突っ込んで触れたくないなという部分が、そこに至ったいろいろな経緯のところ、被害者の写真ですとか証拠をいろいろ見せていただい



た部分で、こうこうだからこういう、そういった生き方というか、だんだん理解はしてくるんですけど、何か高齢という部分について、とてもそこに至ったという部分の、こういうわけだからこういうふうにやってしまったんだらうねということ、何か手がぬるかったんではないかなという、そういう気が最後まであって。我々裁判員の中でも、もうちょっと突っ込んだところがあっても、検察官の方もよかったんじゃないかなというのが感じられました。

確かに、我々そんなに、通りかかったら死体があって見ることはあんまりないですけども、そういう場合は非常に気が重いですけども、だからなおさらもうちょっと厳しく突っ込んでいただいていたほうがよかったんじゃないかなというのが、正直感じたところがあります。

#### 司会者

またちょっと話題を変えさせていただきまして、評議に移りたいと思うんですけども、検察官から何か裁判員経験者に話してほしいなということはありませんか。

2番の方からは、裁判官が整理してくれたんで理解しやすかったなんていうお話もあるんですけども、実際に評議で御自身の意見を言うことができたのかなという点とか、あるいは評議の時間が長かったあるいは短かったのかとか、いろいろ御意見あろうかと思うんですけど、いかがでしょうか。何でも結構です。

どうぞ。

#### 1番

評議は、特に裁判長を務められた裁判官の方が中心になって、分かりやすい説明をしてくださいましたので、自分の意見をきちんと述べることもできましたし、それから他の裁判員や裁判官の方の意見というものもいろいろ聞くことができました。ですから、評議の雰囲気とかあるいは長さについては、

全く問題がなかったと私は考えています。

司会者

先ほど5番の方から、一定の結論のほうに裁判官が持っていかうとしているんじゃないかというような印象を受けたという話もあったりしたんですが、皆さんいかがでしたか。

2番

少し前にも話したように、自分達にとって執行猶予はとか、実刑なんていう部分がどういうふうに判断すればいいのか、そこら辺が分からなかった。そういうところをやはり裁判官の、リードされたと言ひ方はそうかもしれないんですけど、ただ、過去の判例からこういう実例が示されましたみたいな感じがあるというので、被告人が前科があったものですから、執行猶予が解けないうちに再犯してしまったので、そこら辺の形であつたりとか、それから過去にさかのぼって被告人の生活環境であつたりとか、生い立ちとかも含めてというところから審理ができたという部分では、非常に分かりやすくてできたのではないだろうか。

ただ、実際に具体的に例えば何年という話を、自分達でそういう調べることというのはなかなか。6人がお互い顔を見合わせてもなかなか具体的な数字が出るものではないので、そういう意味では判例があつて、それに基づいてというのがよいという話で進めたんじゃないかなというふうには感じます。

司会者

量刑評議は、実際なかなか難しく、一応裁判官から、あるいは裁判長から行為責任主義みたいな形をまず説明させていただくと思うんですね。それぞれ行為責任主義を御説明させていただいた後に、こういうところにどこに要するに重みを置いて考えましょうなんて説明させてもらった後に、最終的に、では何年になるかとかいう話になっていくわけなんですけれど、いつも感じるのは、最終的には、じゃあ何年なのかというところになると皆さん口

が重たくなるという、しーんと黙られてしまうという感じなんですけどね。

3 番

評議の雰囲気としてはとても充実していいと思いますが、やっぱり裁判員というのは、要するにいろんな意見を聞きたいという面があって、民間から採用するという形でしょうから、まあ例えば交通違反じゃないですけども、窃盗とかいろいろあるけど、それに対しては大体の目安の一覧表みたいなので示していただかないと、これは5年だ、10年だと言っても、それは適当過ぎると思うんですね。前科がなくてこうだったら半年とか、そういう、裁判員にはそういう表をアドバイスとしてちょっと見せるぐらいでいいですから、それを知っていればある程度は判断つくんですけど、それがちょっともどかしいところでしたね。

司会者

量刑の関係だとすると、裁判官はそういった表みたいなのは持っていないんです。

3 番

幾ら判例ばかりやっても、どんどんどんどんいろんな違った判決が出てくるわけだから、前がこうだったからこうというのは、だんだん時代に沿っていけば合わないと思うんです、それは。やっぱり人間が人を裁くんだから、もうちょっと筋道を立ててやらなかったら、幾ら検察官が言おうが弁護士さんが言おうが、それはもし逆に自分がその立場になったらそれでいいんですか。違うと思いますよ、ある程度決まっているものが決まっていなければ。逆に裁判官なり裁判長なりになられば、恨まれると思います。

司会者

5 番の方は量刑の関係だったんですけど、単なる感覚で決めていたのか、いやいや、それなりに筋道を立てて協議できたのかという点についてはいかがですか。

5 番

そうですね。質問の中で、冒頭に裁判所のほうから、殺人に関しては死刑もしくは無期懲役、まだ頭の中で覚えているんですけども、実質5年から20年というあれですかね、たしかそういう言葉があったのを覚えているんですけども、最終的にそれに即した部分が来るのかなと思っていたんですけども、ちょっと違う部分が出てきたので、そういう判例、証拠に即した過去の判例に当てはめて、この事件に関したものでその部分が導き出されてきたのだなと。ただ、最後の最後まで、やっぱり、理由はともかくとして、人を殺しておいてそんな程度でいいのというのが、一番最後に終わったときのみんなの話の中ではありました。

司会者

4 番の方がかかわった事件は、検察官は求刑、懲役30年ということですね。でも、弁護人の設定は20年という量刑も入れて述べられたんですけども、評議の中、評議はその辺のところをうまく、現実的な評議に持っていたんですかね。

4 番

似たような事例が、前の事例が懲役何年だったからということで、これぐらいだろうということはありません。

司会者

それを当てはめてしまったのは、みんなが当てはめたんですか。

4 番

これがこの次だから、じゃあやっぱりこの辺だろうということで大体そうやっていました。

司会者

総意というか、ちゃんと皆さんで話し合っただけで結論におさまったんでしょうか。

4 番

まあ、これがこれだから、じゃあここら辺だろうなというので、こうなんだと。

司会者

検察官，弁護士の方は何かありますか。

西尾弁護士

量刑意見とか，あるいは量刑資料ということを弁護人が弁論で示すことがあると思うんですが，弁護人が示す量刑資料や量刑意見というのは，どのように考慮していただいたのか。もしくは，ほとんど考慮されなかったのであれば，なぜそれは考慮されなかったのかというのをちょっと，お話していただけますか。

司会者

今の点，いかがですか。

どうぞ。

2 番

最初に論告求刑があったときの数字というか，懲役何年というのがあって，基本的にはその数値に対して重くするかというより，どのくらいまで下げるかということになると思うんですけど，僕がやっていた部分の意見の中でいろいろあるわけで，それに裁判長からそのガイドを受けているので，当然参考意見としてこういう判例がありますということは言われると，やはり裁判員6人が一生懸命考えながら，心神耕弱の問題があったもんですから，どこまで減量するかですよね。そういう判断をおのおのがやはり意見が出せたという部分では出せていたと思います。

今言ったような，その経緯において資料を出していただいたりとか，そういうこともされたので，専門用語だけの会話ではなくなっていたので，そういう部分で生活感に基づいてと言うと変ですけど，被告人の年齢であったり

とか、そういうことは考慮した上での懲役になるんだろうと。当然再犯だったものですから、ちょっとなかなか、初犯であればというのがあったんですが、もう執行猶予にはならないということは確かなので、懲役何年にするかというような問題を、やはりそこをいろんな方がいろんな仕方、または被告人の状況、そういう中での意見の中で決めたと自分では考えています。

## 司会者

恐らく検察官の御意見、弁護人の御意見については参考意見ですよという説明をさせていただいていると思うんですけども、例えば基準というんですかね、今みたいに、そこから下げる、あるいはそこから上げるみたいな基準みたいに御理解された方もいらっしゃるんでしょうか。あるいは、もらったけど全然見ないとか。いかがでしたか、評議の中で。どうなんですか、いろいろ検察官、弁護人から各種書面ですか、冒頭陳述とか、論告・弁論の書面をいただいたりするんですけど、あれは読まれる、読んでいらっしゃるんですか。

## 1 番

それは、論告要旨の資料、弁論要旨の資料は繰り返して何回も読みます。他の裁判員の方も同様でしたから。例えばお昼休みとか、昼食を終えて、お昼休みの時間だけでもそういったものを何回も読んで、そして私も含めて裁判員の方はそれなりにやはり整理をされるんですね。検察官はこういうことを強調している。片や、弁護人の方はこういうことを強調していると。そういう整理をして、その上で評議で意見を述べていましたので、読まないとかそれは、私はあり得ないと思いますし、弁護人の方や検察官の方の意見を全員踏まえて意味を考えられた、あるいは刑法上の判断なども。皆さん、そういうことですね。

私の事件で弁護人の方の弁論においてちょっと分かりにくかったのは、否認事件なんですね。被告人は、否認事件だから、無罪を主張しているわけで

すけれども、無罪というか、住居侵入に関しては認めているんですね。ところが強制わいせつについては否認しているから、弁護人の方の弁論要旨は、被告人の無罪を認めているんじゃないかなというような印象がありましたので、そこはどうか、ちょっと私の読み違いかもしれません。その被告人は刑に服して更生したいというふうなことを言っているのは、本件に関してではなくて、追起訴ですか、その前の事件があって受刑中だったわけですから、被告人は。そのことを指して弁護人の方がああいう弁論要旨をお書きになったのかなということをおもうんですけれども、やや被告人は否認、しかし弁護人の方は有罪を認めているようにも受け取れるような弁論があったように感じたので、その辺ちょっとどうかという印象を持ちました。

司会者

事実関係を争っていないながら、情状を主張したと、情状のほうに行っちゃったということですかね。情状に行っちゃったために、何とのか、ぶれか何かを感じたという、そこは。

1 番

そうです。

司会者

皆さんも、やっぱり書面や何かも参考にされているということでよろしいんですかね。

評議に対して何か御質問とかはありませんか。

深野裁判官

では、裁判官のほうからお伺いさせていただきます。

特に、量刑について議論がありましたので、そこを中心に質問したいんですけれども、量刑といたしましても自由気ままに決めるというものではなくて、いわゆる量刑の基本的な考え方というか、判断の枠組みだとか、これまでの先例がどうなっていたかということ、どこかのタイミングで裁判官のほう

から評議の中で説明があったと思うんですけれども、さらにその説明を聞いて、だったらもっと早く知っておきたかったのかな、検察官や弁護人の主張の中でもっと自然に分かるほうがよかったのかなと。要するに、私のほうとしては、公判審理の中でごくごく自然に皆さんの心証が形成できるというのをめざしたいというところがあるのですけれども、これについて、こうしたほうがいいみたいな説明の仕方のタイミングとか説明の仕方において、アドバイスがありましたら教えていただきたいと思います。

#### 司会者

例えば、というか、どこかの段階で示させてもらうんですけど、何だ、それだったらもっと早くとかいうこともあり得るかなとも思ったりもするんですが、かといって例えば事実関係を争っているにもかかわらず、その有罪かどうかとも決める前にそれを説明するのは早過ぎるのかなとですね。

#### 2番

一番初日に事件のガイダンスをして、その後、これこれこういう理由でという、それで求刑の懲役何年とか、そこがあるというのがちょっと何度もお話になっていたように知ったところです。翌日からまたそれに基づいてその続きがあつて、または弁護人のほうからの意見があつて、証人の尋問があつたりとかするんですけど、一番分かりにくかったのが、ちょっと逆に言うと、僕らの場合は放火未遂という、どういう事件性になるということかちょっとよく分からないですけれども、本人が認めているので実際の量刑をつけるだけなんですよね。本人も改心してその反省を述べたり、書いてきたりとか。逆に言うと弁護人のほうから何年にしてくれということ具体的には言わないので、だからそこら辺の判断をきつと、何というのかな、その場にいる人達というのがいろいろ鑑みてとか、いろいろ出された証人尋問であつたりとか、その資料に基づいて、最初にその求刑されたその刑に対してという考え方をするのが一番自然なのかなとは感じたんですけれども。



司会者

違う御意見の方はいらっしゃいませんか。

深野裁判官

例えば、5番の方が根底の部分で要するに自分はこう思うというところについて、裁判官のほうで何かこういう、規制というか、そういうものがあつたんじゃないかということをお感じになったとおっしゃっていたと思うんですけども、裁判官としては、実はやっぱり先例というものや経験が頭の中にありますし、量刑の考え方というのがありますものですから、起訴状の段階で、この事件はこういうイメージかなというのがありまして、証拠調べをして自分の意見ができ上がってくるという流れがあります。もちろん裁判員裁判なので、私もよくあることなんですけれど、裁判員の皆さん方の意見を聞くと、自分の意見はそこでやっぱり修正がかかって、その当初の暫定的な意見が変わってくるんですけれども、私どものこれまでの考え方というのを、どこかのタイミングでやっぱり話さなきゃいけないという思いもありますので、どこかのタイミングで話しているんだと思うんですけれども、その説明の仕方のしぐあいによっては、いやいや、そういうことにはめられたくないんだとか、もっと早く知っておきたかったとか、そういうところで何かアドバイスがいただけると勉強になるんですが。

5番

そうですね、まさに今おっしゃるとおりだと思います。裁判官の方がおっしゃっていただいたその判例の部分が、どのタイミングでという、その中でも時間的な時系列の中で、記憶がちょっともう薄れているんですけども、ただ、いろんな例を話していただいたという記憶があるので、例えばそれが我々裁判員の中でいろんな判例を聞かせていただいた中で、やはりそこまではあんまり聞かなくてもよかったのかなという部分は確かにあったかなというのは思うんですよね。

ただ、そこを話していただいたのが早かったのか早くなかったのかなというのは、少し、どうかな、早目だったような気がしたと思うんですが、その早目だったなという気があったもので、そういうふうみんなの、ほかの参加されている方の気持ちがそっちに行ってしまうのかなという気が、非常に、殺人事件だったもので、何かこの事件は非常に重いもので、その被告人も高齢なもので、正直早く終わって早く帰りたいという、そういう意識もどこかに働いていたと思うので、であれば、ことなかれの的に、じゃあそっちに行きましょうという意識がどこかに働いていたなというのが、非常に後の印象として残ったものですから。

決して裁判官の方がその方向に向けたという意図は多分ないかとは思いますが、受け側としては非常に重い裁判なので、できれば裁判長の言う判例の部分で、ある程度ことなかれの的に、それでいいのであれば、正直に言って、早く正直ここから出ていきたいなというのがどこかの気持ちの中にあっただと思うんですよね。さっきいただいたこの枠の中から自分があんまりはみ出てもはみ出なくても、後になったときに自分のその気持ちの葛藤の中で、どこか出るのであれば、まあ大体この中でこのぐらいのところという、正直そういうものがあっても不思議ではないかなというのがありました。

司会者

なるべくそういうことにならないように、我々もそういう御印象を持たれないようにということは、評議を工夫していかなきゃならないなというふうには思ったわけでございます。ありがとうございます。

これから裁判員になられる方に対して何かメッセージなどございましたら、本当に何でも結構ですので、ありましたらどなたからでも述べていただきたいんですけれども。

2番

まあ、抽せんに当たったという、別に宝くじじゃないんですけれど、当たったということなので、やりたい人がやるわけじゃないんですから、ともかく当たってというのがあります。それまでテレビドラマか小説かぐらいしか知らなかった裁判所なものですから、初めて経験したことなので、ちょっと何と言っていいのかわからないです。ただ、自分が今までの生活感の中とは全然違うことを判断しなきゃいけないということを経験させていただいたことに対しては感謝しています。現状で自分の何というか、これから生きることに関してもそうですし、こういうことがあるんだという知識を得て、非常に僕もただの一般市民ですから、今までこういうところに来たこともなければ、それこそ用事があって来たことさえないところですから、初めてですからね。

ですから、宝くじと同じで、もし抽せんに当たったら、積極的に参加していただいて、自分の幅が広がると思うので、いい経験になるという感じ方を自分はしています。

#### 司会者

裁判員裁判はどれとして同じ事件がなく、毎回毎回我々も新しいメンバーで裁判員裁判するわけなんですけれども、本当にいつもいつも勉強させていただいているなと感じています。最終的に結論が同じで、例えば懲役7年なら7年とか、8年なら8年という結論だったとしても、やっぱり裁判員の皆様と一緒に出した結論というのは重みが違うんじゃないかななんて感じながらやっているところです。

今日もまた、いろいろ勉強させていただいたなと感じております。どうも、いろいろありがとうございました。

最後、報道関係者から質問を受けたいと思います。

#### A社

まず、皆さん担当された事件を差し支えなければ教えていただきたいんで

すが、1番の方は、強制わいせつ致傷事件ということでよろしいですか。2番の方は、現住建造物等放火未遂ですね。3番の方は、強盗致傷事件ですね。4番の方は、強盗強姦事件ですね。5番の方は、殺人事件ですね。

それで、事前に質問をいろいろ用意してきましたんですが、もう今の議論で大分答えていただいたので、1点だけ代表でお伺いしたいんですが、皆さんに、ではお伺いします。

一審の裁判員裁判で皆さん判断された判決が、例えばの話、控訴されて二審に、上級審に判断がまた持ち越される、判断が委ねられたときに、これまでのケースだと、判断が裁判員裁判とは覆るケースも何度かあるんですが、もし御自身が担当された事件が、そういう二審で裁判官だけの裁判で判決が覆った、別の判決が出た場合にどのように感じられるか。想像のことになってしまうんですが、もし御意見があれば教えていただければと思います。

1番の方からお願いします。

1番

私は、冒頭で申しましたように、裁判員裁判制度というのは反対なんですよね。ですから、一審の判決が控訴審で覆ったということは、控訴審では裁判員裁判がありませんから、本来行われるべき裁判が行われたわけですから、大変結構なことだということで、何ら違和感はありません。

2番

そういうことを想像することは難しいですけど、ただ仮に自分達はその場において、検察側、弁護士側からということに基づいて出した結論ですから、それがまたそうやって覆されたりするのがどうかというところでは、相当自分が例えば苦痛に感じたりとか、いろいろなことというのは余りないと思います。それよりは、そういう時間をまた長く使って刑に対してその証拠がとれるというか、判断されることのほうが望ましいかと思われま

A社

3番の方はいかがでしょうか。

3番

そうですね。その前に、裁判員として主張してきたわけですから、それはある程度は裁判官としての意見でなくて裁判員としての意見ですから、どっちが正しいかとはかりにかかれば、多少は裁判官のほうに傾いてもしょうがないとは思いますが。まあ、逆に言えば、最終的には多数決で、裁判員が全員例えば一致でマルになって、裁判官の人が全員バツの場合もあるわけですね。そういう感じで崩れていくには、やっぱり裁判員の考え方がまだちょっとずれているのかなという感じもあると思って、それは仕方がないかもしれません。

A社

では、御自身が出された判決には、御自身というか、裁判官が発表された判決に、ちょっと、しっかり自信を持って、結局今振り返ってもあんまり自信を持って出した判決というわけではないということですか。

3番

いや、判決は、主張はちゃんとしているんですから、正しいと思います。

A社

分かりました。

4番の方はいかがですか。

4番

長くなるようであれば、時間をかけてやったほうが良いというように思います。

A社

5番の方はいかがですか。

5番

私の場合は控訴がなかったものですので、その部分の想像はないです、正

直。終わったなという。

A社

ありがとうございます。

B社

思い返してみてもつらいなと改めて思われることが、例えば写真を見てそれがつらかったとか、詳しい事件の内容を見てつらかったとかというようなことがおありになるか。

5番

私はその写真を見せられたときの、普段はそういう写真は見ませんから、非常に今でもそうですね、何かのときには頭の中に浮かんできますね、はい。

B社

4番の方はいかがですか。

4番

被害者の方の出てきた表情とかいった点は、ちょっと心苦しいところがありました。

B社

3番の方はいかがでしょうか。

3番

私の場合は、要するに外国と関連している感じなので、何とも、結局刑法が日本の国内においてちゃんと決まっているのをやれば、向こうに追放されるというか、その後はわからなくなってしまうんで、そういう、最後まで何か尻切れとんぼみたいな感じにもなりました。

B社

ありがとうございます。

2番の方はいかがでしょうか。

2番

必死なので、火のついたところを見ても、ああ、こういうところでこういうふうにしてやったんだというところぐらいしか分からない。逆に言うと、他の裁判員の方よりも、非常にそういう意味で、まあ別に重い、軽いはないんでしょうけれど、夢に見たりとか、その裁判においてその後影響を受けるとかいう、また変わったことというのはありませんでした。

B社

ありがとうございます。

1番の方にもお聞きします。

1番

裁判員を経験して、それが何かつらい記憶として残るということはありません。私の担当した事件が、例えばむごたらしい写真を見るとか、あるいは凶器を見るとか、そういうこともありませんでしたので、そういうことはなかったですね。ただ、被告人の両親の心情を思うと、やっぱり、ちょっと心に負担を感じるということがありました。

B社

ありがとうございます。

司会者

裁判員経験者の方、何かまだ言い残した、言いたいことがいっぱいあるよ、まだと。そういう話はないですか。大丈夫ですか。

どうぞ。

1番

選任手続のことでちょっと意見を申し上げたいんですけども、第1点は、抽せんで最終的には選ばれるというわけですけれども、抽せんって一体どういうふうな抽せんをするんだろうというふうに思っていましたら、裁判所の職員の方が何かパソコンを操作して、何番と何番が決まりましたという結果が知らされたわけですね。裁判所の裁判官とか、裁判官以外の職員の方が公

正に仕事をしているということについて疑いはないんですけれども、抽せんの手続についてはもう少しこう、透明感のある、いや、これからこういう方法で抽せんを行いますというような説明をしていただくと、選任手続がもっと分かりやすくなっていいのではないかとというのが第1点です。

それから、第2点は、事件の概要の説明というのが選任手続の初めにあったんですが、私が記憶しているのは、裁判所の職員の方が、これはこういう事件ですという説明をされるわけですが、私の記憶では、この事件はこれこれこういうことをして被害者にけがを負わせたものであるという説明をされたように感じたんですね。で、被告人の行為によってけがをさせたかどうかは裁判のときに認定することであって、事件の概要でそういう断定したような言い方は、裁判員に先入観を与える危険があるのではないかと。そこはむしろもっと明確に、検察官の提出した書類の記載によるとこうだというふうなことを、もう少し裁判員の人にきちんと分かりやすい、そういう事件の説明をしていただいたほうがよいのではないかと。選任のことについては2つのことを感じました。

司会者

2点目ですけど、どうしてそのように断定的に提示しているんでしょうか、事案の場合、特に。

深野裁判官

御指摘のとおり、そのように聞こえるというのはよろしくないと思いますので、適切なやり方としては検察官がこのような内容で起訴しただとか、要するにいわゆる選ばれた裁判員の方々がその事実があったかなかったかを判断するような、そのタイミングでは判断できないわけですので、誤解を招くような説明がありましたら、そこは修正して、そのような誤解がないようにいたしたいと思います。

司会者



最後にありがたい提言をいただきました。

今回の会議はお開きということでよろしいでしょうか。どうもお疲れさ  
ました。ありがとうございました。 以 上